

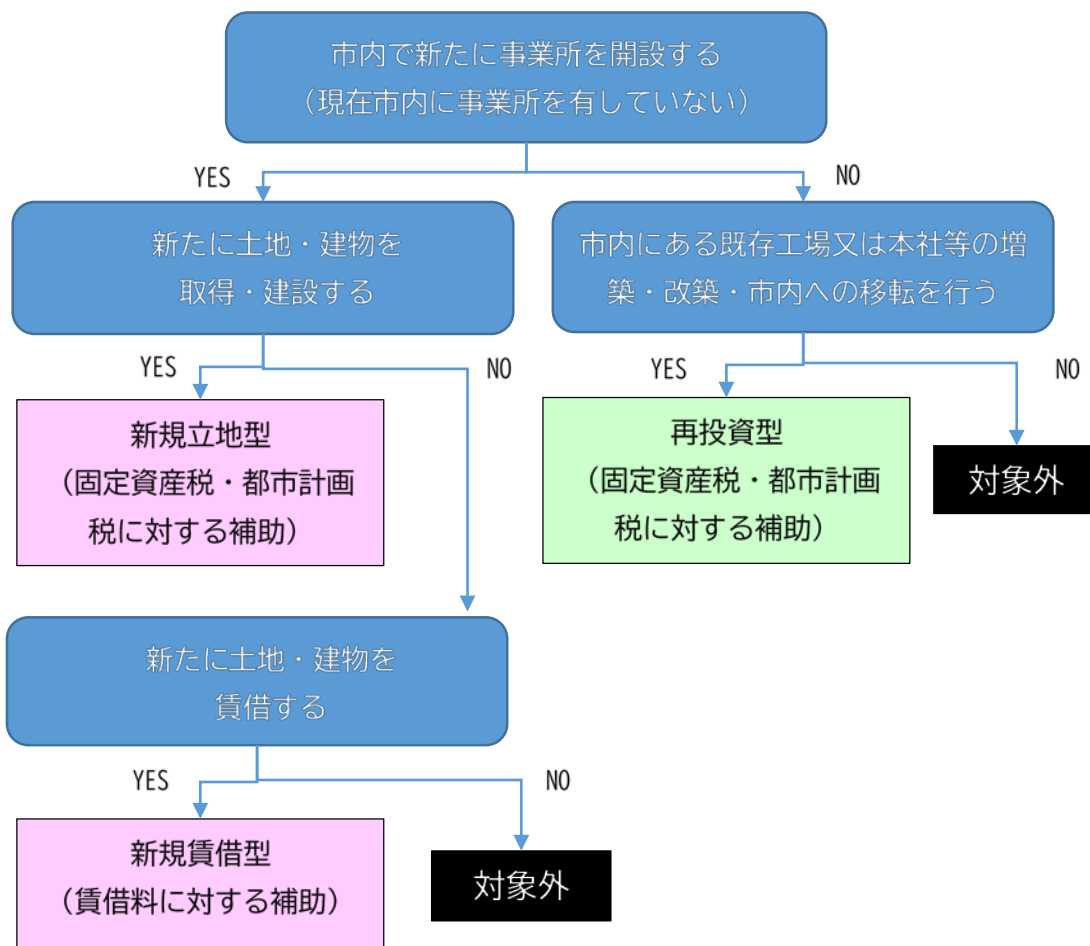
松戸市企業立地促進補助金
(再投資型)
【申請要領】

問合先 : 松戸市 経済振興部 商工振興課 企業立地担当室
住 所 : 〒271-8588 松戸市根本 387-5 (書類郵送先)
電 話 : 047-711-6377 F A X : 047-366-1550
メール : mckigyoun@city.matsudo.chiba.jp

申請書等は下記 URL よりダウンロードが可能です。

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/index/jigyosya/syoukougyou/kigyoyuuchi.html>

対象確認フローチャート



新規立地型
新規賃借型 → 「松戸市企業立地促進補助金（新規立地型・新規賃借型）申請要領」
を参照してください。

再投資型 → 本要領で要件・補助内容等をご確認ください。

★新規立地・再投資のために新たに用地を取得する場合、別途土地の売主にも奨励金が交付される場合があります。詳しくは、商工振興課までお問い合わせください。

1. 補助金の目的

市内において既存の工業等の再投資を行う者に対し、補助金を交付することにより、企業立地の促進及び雇用の確保を図ることで、本市の経済振興に資することを目的とするものです。

2. 補助要件

(1) 補助対象施設及び要件

対象施設	定義	投資額要件	雇用要件 (*3) (常時雇用者数)
工場	製造業の用に供する施設 ※企業が設置する製造業に係る研究開発施設を含む。 ※工業専用地域又は準工業地域に立地していること。	投下 固定資産 額 3,000 万円以上	雇用維持 (*4)
事務所 Ⅲ型 (*1)	業種に関わらず、企画・管理等の事務を行う施設のうち、登記簿上の本店として登記されているもの (*2) IT コンテンツ産業の用に供する施設 ※情報通信技術等を活用して、製品の開発等を行う産業及びこれらに付随する産業をいいます。 例) ソフトウェア開発、ウェブコンテンツ制作等		雇用維持 (*4) かつ 常時雇用者数 (*5) 10人以上 (*6)

*1 事務所は、工場等に併設される事務所棟ではなく、オフィスとして独立したものをいいます。

*2 自企業の経営を推進するために組織全体の管理統括業務（人事・人材育成、財務・経理、法務、企画、支社・支店の管理等）を行う事業所をいい、工場、営業所等の機能ではなく、主に本社機能を有する事業所のことをいいます。

*3 雇用要件は、各申請年度の交付申請時点で満たす必要があります。

*4 「雇用維持」とは、各年度における「交付申請書」提出時点で、下記①②のいずれの数も「立地計画書」提出時の数を下回らないことをいいます。

①市内事業所で勤務する「常時雇用者」の人数

②市内事業所で勤務する「常時雇用者」と「常時雇用者以外の従業員」の人数の合計

*5 「常時雇用者」とは、市内事業所で勤務する従業員のうち、下記①～③の全てを満たす者をいいます。

①補助事業者によって直接雇用されていること。

②期間の定めのない雇用、又は1年以上の有期雇用で更新を妨げないものであること。

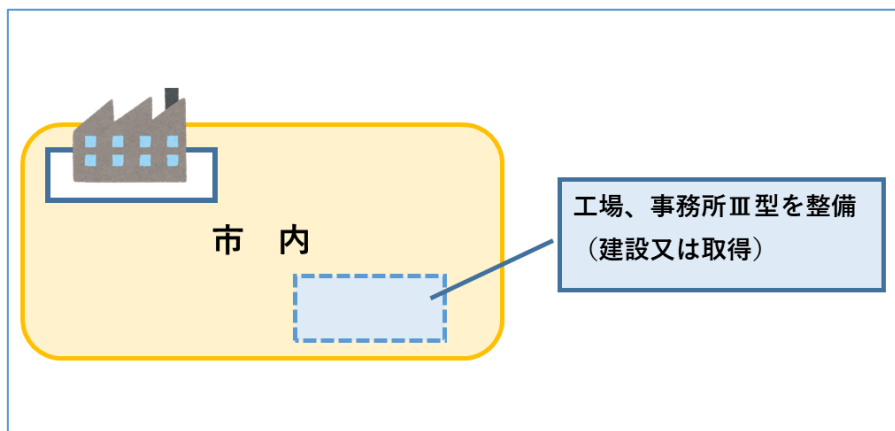
③雇用保険被保険者であり、かつ社会保険被保険者であること。

*6 常時雇用者数 10 人以上の要件については、補助対象事業者によって直接雇用されている者のうち、「常時雇用者以外の雇用者（パートタイム等）であり、松戸市に住民票を有する者」2 名につき、「常時雇用者」1 名とみなすことができます。（一方、*3 の「雇用維持」要件については、このみなし換算は適用されません。）

(2) 補助類型

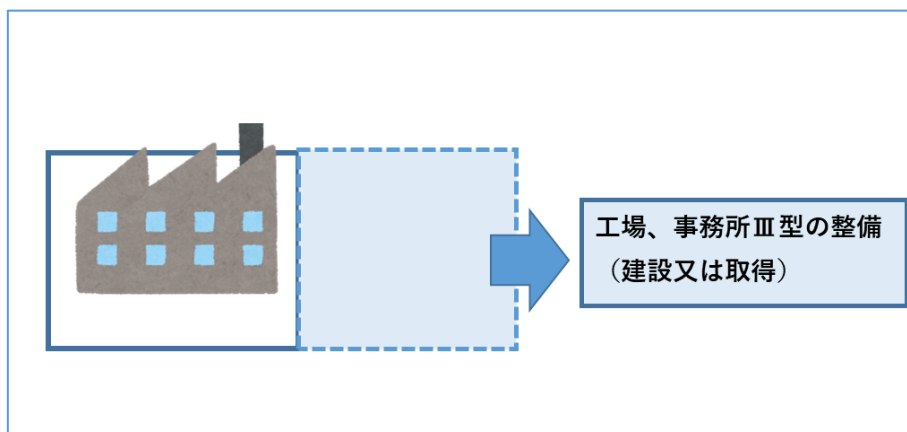
A 市内別事業所整備

市内に事業所を有する者が、市内の別の場所に、新規に補助対象施設を建設又は取得する。
(既存施設を取り壊して移転する場合を含む。)



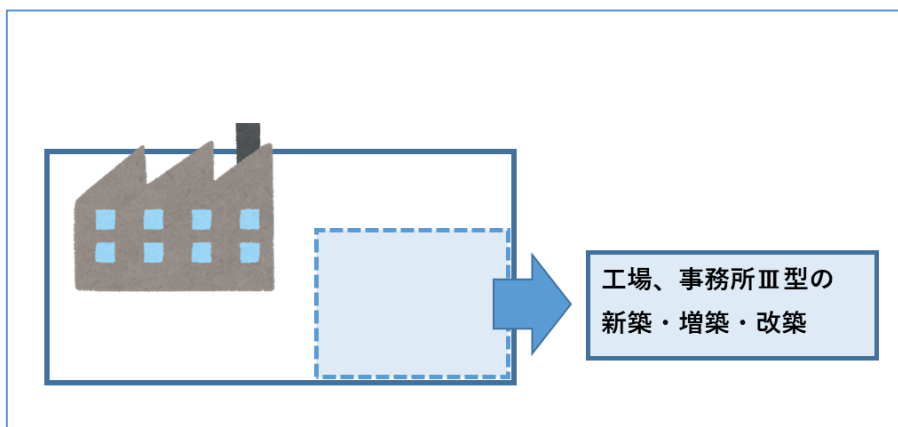
B 隣接地整備

市内に有する事業所と一体的な施設として、隣接する土地に新たに補助対象施設を建設又は取得する場合。



C 敷地内整備

市内に有する事業所の敷地内において、補助対象施設の新築、増築又は改築をする場合。



※既存用地の売却を含む計画（敷地内整備）や、事業規模縮小を目的とした計画は、対象外となります。

★「C 敷地内整備」における新築・増築・改築の定義は以下の通りです。

	定義	補助対象
新築	既存の施設がある敷地内に、既存施設を維持した状態で、新たに補助対象施設を建築すること。	新たに建築した建物・償却資産に係る固定資産税及び都市計画税。
増築	既存の施設に建て増しをすること。	増築により増加した建物及び増築に伴い新たに取得した償却資産に係る固定資産税及び都市計画税。
改築	既存の施設の全てを取り壊し、新たに補助対象となる用途・構造及び従前以上の規模の施設を建築すること。	新たに建築した建物及び新たに取得した償却資産に係る固定資産税及び都市計画税。 ※

※敷地内整備は新たに土地を取得することはないため、敷地に対する固定資産税等は対象外。

3. 対象事業者

以下のすべてを満たす者とします。

- ・次の①から⑤に掲げる事業のいずれにも関与していないこと。
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業。
 - ②「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者が運営に関与していると認められる事業。
 - ③「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行う事業。
 - ④宗教活動又は政治活動を目的とする事業。
 - ⑤公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業。
- ・会社法第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

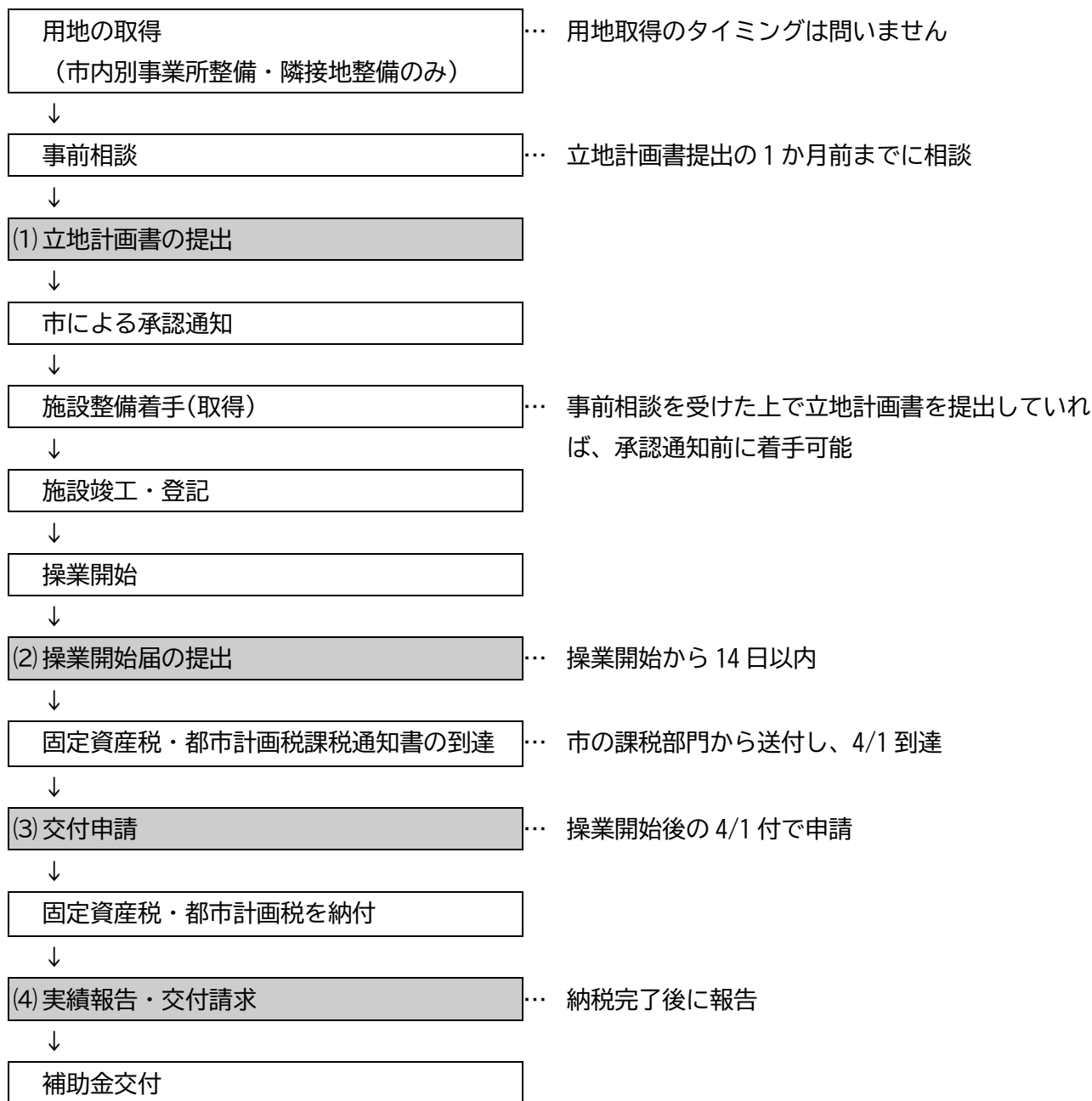
4. 補助内容

補助内容	固定資産税・都市計画税に対する補助(土地・建物・償却資産) ※本事業により、新たに整備(取得)する部分の固定資産税・都市計画税が補助の対象となります。
補助率	1/3以内
上限額	2,000万円(1年度あたり)
補助期間	操業開始の日以後で、補助対象(土地・建物・償却資産)すべてに係る固定資産税及び都市計画税について、納税義務が初めて生じた年度から最大3年度間

※補助期間の考え方については、10ページ参照

5. 手続きの流れ・提出書類

<再投資型>



(1) 立地計画書の提出

本補助金の交付を受けるには、立地計画書を市に提出し、当該計画について、市の承認を得る必要があります。市は、提出された計画の内容が本補助金の交付要件に沿ったものであるか等の観点から審査を行った上で、承認の可否を決定し、書面で通知します。

※立地計画・事業内容について、立地計画書作成前（1か月前まで）に必ず、事前相談をしてください。

① 提出時期

立地に係る対象施設の建物の建設着手又は取得契約締結の前

※事前相談を受けた上で、立地計画書を提出した後であれば、市による承認通知書の送付を待たずに「建設の着手」、「施設の取得契約を締結」、「施設の賃貸借契約を締結」をしても差し支えありません。

② 提出書類

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

書 類	様 式
立地計画書	有
企業概要書（立地計画書 別紙1）	
事業概要書（立地計画書 別紙2）	
新たに整備する建物、施設の整備場所がわかる資料（地図等）	－

③ その他

- 立地計画書承認後であっても、その後の計画変更等により交付条件を満たさなくなった場合、承認を取り消すものとします。

(2) 操業開始届の提出

① 提出時期

操業開始日（新たに整備した建物等の使用を開始する日）から14日以内

※操業開始後、対象施設について現地確認を実施いたします。

② 提出書類

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

書 類	様 式
操業開始届	第1号様式
事業概要書	第1号様式 添付書類
補助対象施設の外観、内覧がわかる資料（写真など）	－

(3) 交付申請

立地計画承認後、下記のとおり交付申請を行ってください。申請受理後、内容の審査を行い、交付決定（却下）について書面で通知します。

なお、交付申請は補助期間中の各年度で提出が必要です。

① 申請時期

年度	申請時期
初年度	操業開始後最初の4月1日（納税通知書受領日）付け
次年度以降	各年度の4月1日（納税通知書受領日）付け

② 注意事項

立地計画の承認を受けていても、以下の場合には交付申請ができません。

- 立地計画認定から2年以内に、建設の着手又は取得契約を行わない場合。
- 立地計画認定から5年以内に操業を開始しない場合。

③ 提出書類 ※様式は市ホームページからダウンロードできます。

No	書類	様式	備考
1	松戸市企業立地促進補助金交付申請書 (固定資産税・都市計画税に対する補助)	第2号様式(その1)	
2	事業概要書	第2号様式(その1) 添付書類	
3	補助対象償却資産一覧	有	*1
4	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) (発行から3か月以内) ※写し可	-	
5	直近の決算書類	-	
納税通知書類の写し		-	
6	固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書	-	
7	課税資産の内訳(土地・家屋)	-	*2
8	固定資産税(償却資産)納税通知書	-	
償却資産申告時の提出書類の控え		-	
9	償却資産申告書(償却資産課税台帳)【第二十六号様式】	-	
10	種類別明細書(増加資産・全資産用)【第二十六号様式別表一】	-	*2
11	その他市長が必要と認める書類	-	

*1 種類別明細書(No.11)から、補助対象となる資産の名称・数量・取得年月・取得価格・耐用年数を転記する。

*2 補助対象となる資産がわかるよう、マーカー等で色付けすること。

*3 松戸市収納課で発行しています。

(4) 実績報告・交付請求

補助金の交付決定を受けた者は、各年度の補助事業を完了した後、下記のとおり実績報告を行ってください。報告受理後、内容の審査を行い、補助金額の確定を書面にて通知します。その後、申請者からの請求により、補助金を交付します。

① 報告時期

年度	報告日
全年度共通	当該年度に課税された対象施設に係る全ての固定資産税・都市計画税の納付が完了した日以降、年度末まで

② 注意事項

・補助金の交付を受けるためには、毎年度、実績報告日時点で雇用要件(2ページ参照)を満たしている必要があります。

③ 提出書類

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

No	書類	様式	備考
1	松戸市企業立地促進補助金実績報告書 (固定資産税・都市計画税に対する補助)	第6号様式(その1)	
2	事業報告書	第6号様式(その1)添付書類	
3	松戸市企業立地促進補助金交付請求書 ※押印要	第8号様式	
4	雇用者名簿	有	
5	社会保険加入者リスト	-	*1
6	取得した土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の納税証明書	-	*2
7	滞納なしの納税証明書	-	*2
8	その他市長が必要と認める書類	-	

*1 健康保険組合等が管理する加入者リスト。

*2 発行から1か月以内(写し可)。松戸市収納課で発行しています。

6. 補助事業者の義務等

本補助金の活用には、以下に記載した事項の他、松戸市企業立地促進補助金交付要綱の規定を順守していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ・補助事業者は、立地計画の承認を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に市の承認を得なければなりません。
- ・補助事業者は、補助対象施設の操業開始日から起算して5年を経過する日まで、当該立地の計画に係る事業を継続しなければなりません。継続できない場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。ただし、事業の中止又は廃止についてやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りではありません。
- ・補助金の交付を受けた事業者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金については、その全部若しくは一部を返還していただくこととなります。
 - 補助期間の固定資産税・都市計画税を減額する更生を受けたとき。
(※ただし、固定資産税・都市計画税に対する補助に限る。)
 - 市税を滞納したとき。
 - 操業に際し、重大な法令違反等があったとき。
 - その他、不正な手段等により市長が補助措置を講ずることが不相当と認めるとき。
- ・提出された証拠書類等について、不審な点がみられる場合、調査を行う必要があります。

7. その他

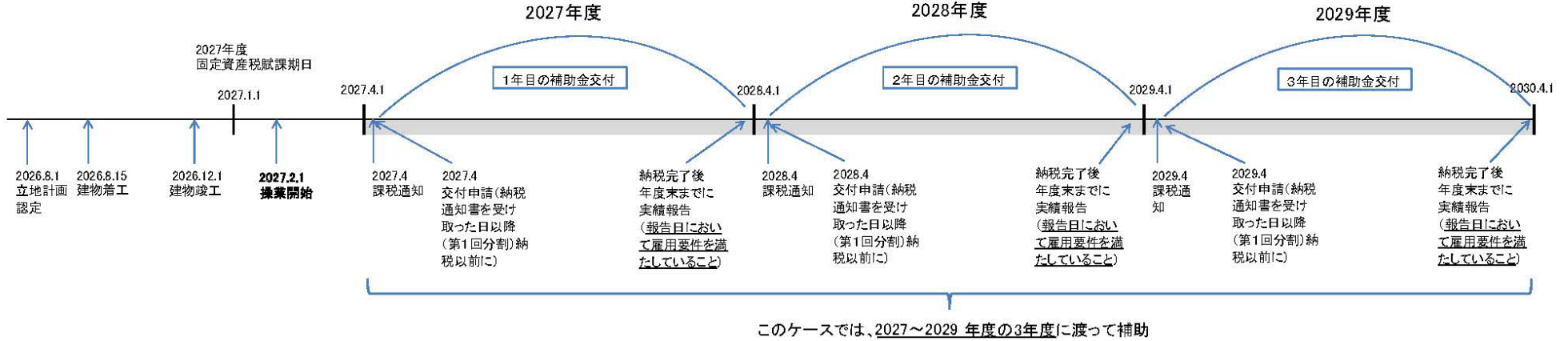
- ・補助金は、予算の範囲内で交付します。予算の状況によっては本要領で定める補助金額の一部又は全部を交付できない場合があります。
- ・補助金の支払いは、実績報告書の提出を受け、市が額を確定した後の精算払いとなります。
- ・合併、譲渡、分割その他の理由により補助事業者の事業を継承した場合において、当該施設での事業が継続される場合は、市長の承認を受けることによって補助金の交付を受ける地位の承

継が可能です。そのような場合は、事前に松戸市商工振興課までご連絡ください。

- ・固定資産税・都市計画税に対する補助及び土地・施設の賃借料に対する補助については、市や他の機関が助成する他の制度（当該補助金以外の補助制度）と内容が重複した申請は認められませんので、ご注意ください。内容が重複しない他の補助制度との併用を妨げるものではありません。
- ・本制度で提出いただいた書類の取り扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から申請者の了解なしに申請内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

再投資型 ケース1

敷地内整備	
立地計画認定	2026.8.1
建築着工	2026.8.15
建築竣工	2026.12.1
操業開始日	2027.2.1



再投資型 ケース2

隣接地整備	
用地取得	2026.7.1
立地計画認定	2026.9.1
建物着工	2026.10.1
建物竣工	2027.1.10
操業開始日	2027.2.1

